

協働と参加 情報共有で まちづくり

⑤



PEOPLE

「市民政策提案とは」

「市民政策提案」は、18歳以上の市民の皆さんが10人以上で具体的な政策を提案し、市がその提案に対する考え方などを明らかにしていく手続です。提案をするのに10人以上の人数を必要としているのは、皆さんがお互いに知恵を出し合い、議論を重ね、合意の下でより良い政策を作っていただきたいとの考えからです。

法令の規定により実施の基準が定められているなどのものは提案できませんが、提案された政策に対して、市は総合的かつ多面的に検討を行い、検討結果やその理由を提案者に通知するとともに公表していきます。

この手続は、市民の皆さんの自発的な市民参加を制度と

して保障している点において、非常に大きな意味を持ち、市民の主體的な発想を市政に生かしていくための制度として、この条例の大きな特徴の一つとなっています。市では、随時この提案に関する相談に応じていますので、皆さんにこれぞという提案がありましたら、ぜひこの手続を活用していただきますようお願いいたします。なお、相談窓口は、地域協働課協働推進グループです。

これぞ！という提案
があれば、ぜひ活用
してください！



問合せ

地域協働課（内線3

23）